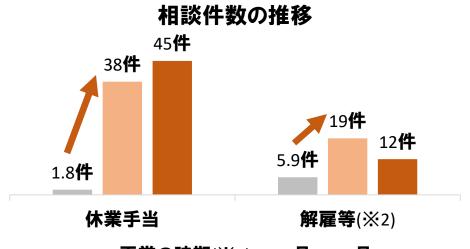
今般のコロナ禍を背景とした

休業手当等に関する相談 が急増しています

事業主の皆様におかれましては

- ・休業手当の支払
- ・やむを得ず行う解雇や雇止め

についてルールを守り適切な対応をお願いいたします



■ 平常の時期(※1) ■4月 ■5月

(※1 令和元(平成31)年(H31.1~R1.12)の件数をもとにした1か月平均の件数) (※2「解雇の予告」「整理解雇」「退職勧奨」及び「雇止め」が対象)

平常の時期に比べ

休業手当に関する相談は20数倍 解雇等に関する相談も2~3倍となっています

今般のコロナ禍を背景として労働者を休業させた場合に その要因が売上の減少や業績の悪化のみであるケースは 一般的には休業手当の支払が必要とされます

対応に当たりご不明な点につきましては 当署までお問い合わせください

6 日光労働基準監督署 (TEL 0288-22-0273)